

# 都路8・9行政区における取組状況について

本資料では、

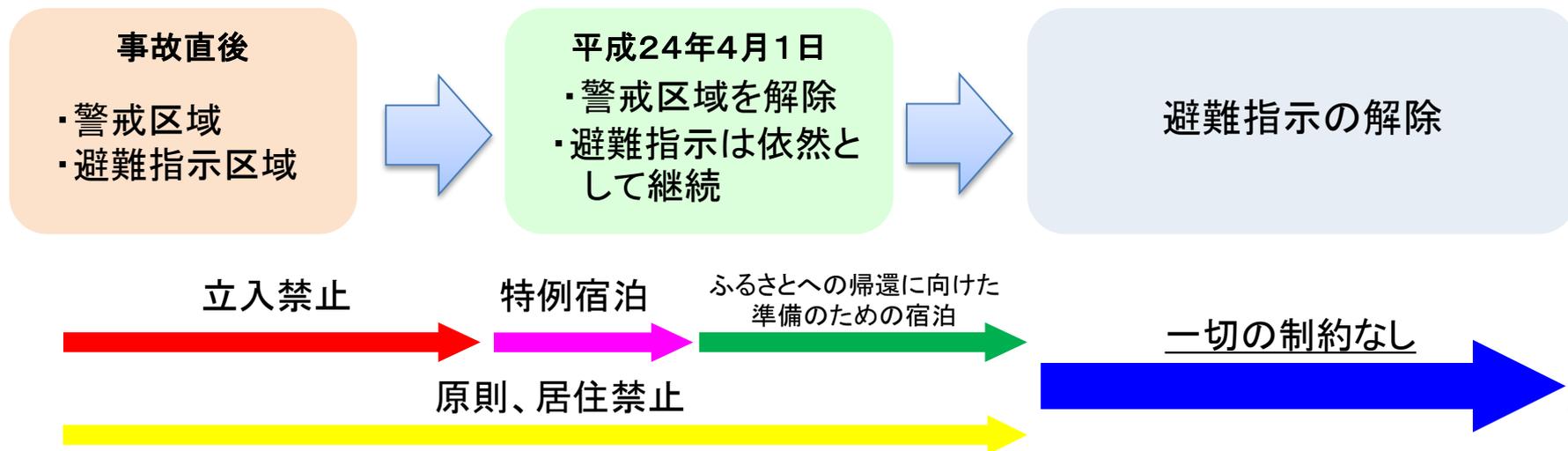
- ① 都路8・9行政区からいただいた要望書に対する昨年12月時点の国・市からの回答について、その後、更に進展があった取組
- ② 地区別懇談会(1月12日、18日)において追加的にいただいた要望等に対する取組を記載しています。

平成 26 年 2 月

復興庁  
内閣府原子力被災者生活支援チーム  
田村市

## (1) 避難指示の解除について

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置であり、この結果、住民の方々には、長期間にわたり不便な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、こうした状態を解消し、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではございません。



## (2) 福島再生の基本指針

- 昨年12月20日、**原子力災害からの福島復興加速に向けた国の基本的な指針**が**閣議決定**されました。
  
- この指針に基づき、今後、
  - (1) 帰還を希望される住民の方々を後押しするため、
    - ① **放射線の健康影響に関する不安への対策**
    - ② 住宅の修繕・建替えに必要な費用の**追加賠償**や、  
早期帰還者向けの賠償
    - ③ **新たに創設した交付金**(1600億円)を活用した生活環境整備  
などを実施していきます。
  
  - (2) また、故郷とは別の土地で、新しい生活を選択される住民の方々もいらっしゃることから、新生活を始めるに当たっての宅地・住宅の取得に必要な費用の追加賠償なども進めていきます。
  
- また、避難指示の解除後も、精神的損害と避難費用の賠償は「相当期間」継続されます。「相当期間」については、**1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断**するとされています。

### (3) 都路8・9行政区の放射線量の状況

○ 都路8・9行政区の大部分では、空間線量から推定された年間積算線量※が4mSv以下となっています（市内の他の地域とほとんど変わりません）。

※ 1日の滞在時間を屋内16時間・屋外8時間と想定し、また、屋内における木造家屋の低減効果(0.4)を考慮して推計。

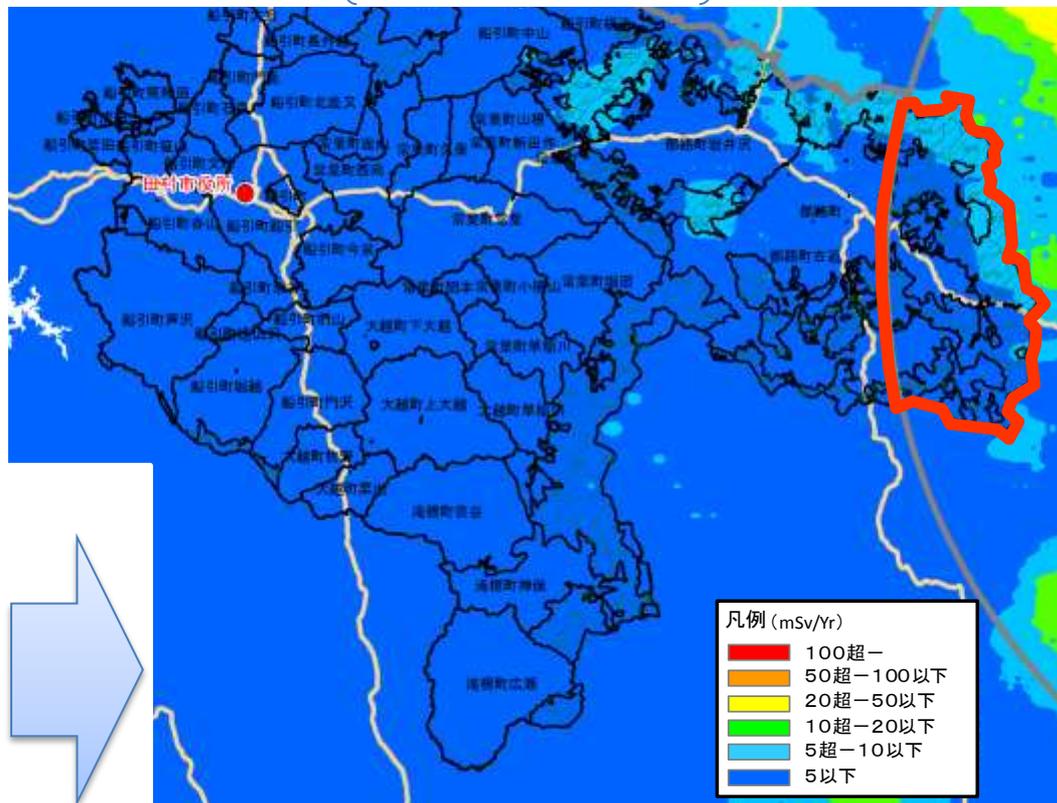
第4次航空機モニタリング  
平成23年11月5日時点



第6次航空機モニタリング  
平成24年11月16日時点



第7次航空機モニタリング  
平成25年9月28日時点



○ 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の利用者の方々のうち個人被ばく線量の測定結果をご提供いただいた方々のデータを見ると、追加被ばく線量は、おおむね年間1mSv程度となっています。

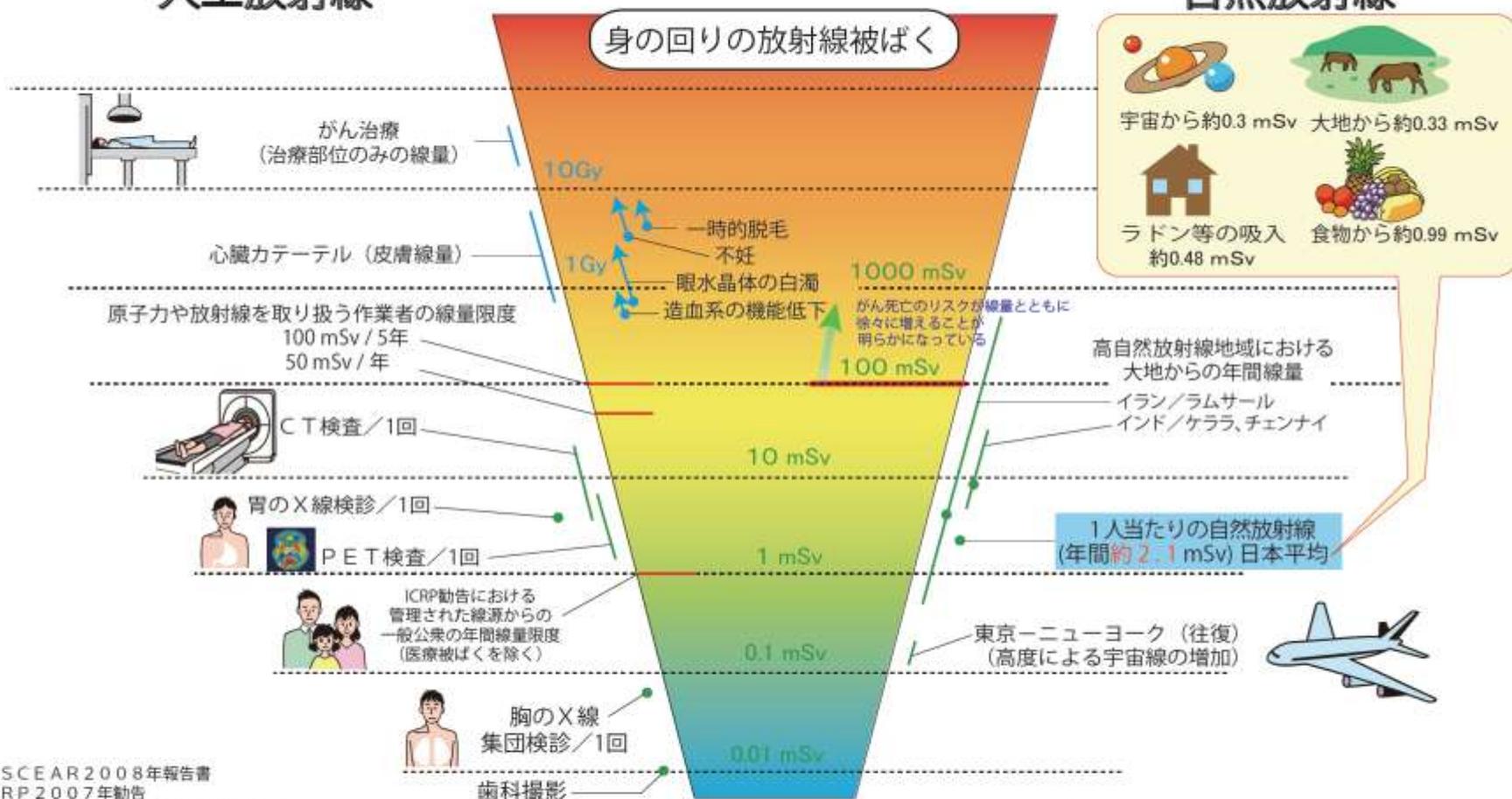
(参考1)「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方(線量水準に応じた防護措置の具体化のために)」(平成25年11月20日原子力規制委員会決定) 抜粋

放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

- 放射線による被ばくがおよそ100 ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100 ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。(中略)
- 公衆の被ばく線量限度(年間1 ミリシーベルト)は、国際放射線防護委員会(ICRP)が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。(中略) 線量限度は線源が制御された計画被ばく状況のみに適用され…る。
- 避難指示区域への住民の期間にあたっては、(中略) 以下について、国が責任を持って取り組むことが必要である。
  - ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと (以下略)

## 人工放射線

## 自然放射線



・ UNSCEAR 2008年報告書  
 ・ ICRP 2007年勧告  
 ・ 日本放射線技師会医療被ばくガイドライン  
 ・ 新版 生活環境放射線 (国民線量の算定)  
 などにより、放医研が作成(2013年5月)

**【ご注意】**

- 1) 数値は有効数字などを考慮した概数です。
- 2) 目盛 (点線) は対数表示になっています。目盛がひとつ上がる度に10倍となります。
- 3) この図は、引用している情報が更新された場合変更される場合があります。

**【線量の単位】**

**各臓器・組織における吸収線量: Gy (グレイ)**  
 放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりにどれくらいのエネルギーを受けたのかを表す物理的定量。

**実効線量: mSv (ミリシーベルト)**  
 臓器・組織の各部位で受けた線量を、がんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量で、放射線防護に用いる線量。  
 各部位に均等に、ガンマ線 1 Gy の吸収線量を全身に受けた場合、実効線量で1000 mSv に相当する。

## (4)放射線への不安に関する取組

- 1月の地区別懇談会などでいただいたご要望を踏まえ、国と市が協力し、以下の取組を実施しています。

### ① 希望者に対する個人線量計の貸与

- **ご希望の方には誰にでも**個人線量計を貸与いたします。携行を希望される方は、都路行政局までお立ち寄りください。この個人線量計を用いれば、**1時間ごとの被ばく線量が把握可能**になります。また、個人線量計による測定結果を分析し、丁寧な説明を実施していきます。



写真:住民の方々にお貸している高機能・小型線量計

### ② 健康相談会の継続的な実施等

- 福島県立医大の宮崎真医師による、個人線量計で測定された線量データの解説や放射線の健康影響等に関する**個別相談会**は**今後も継続して実施**していきます。
- また、帰還する住民の方々の身近で放射線等に関する相談に応じることができる**相談員**を配置するべく、現在、国と市で詳細の検討を進めています。



写真:個別相談会の様子

### ③ モニタリングの充実

- ご要望のあった空気中の粉塵のモニタリング(ダストサンプリング)については、1月下旬から今月上旬にかけて、**避難指示区域内の5か所で測定**を実施しました。結果は、**いずれの測定地点も検出下限値未満**(測定可能な最小値より小さいということ)でした。今後も定期的にも実施していきます。
- また、食品や飲料水などについて、放射性物質濃度の測定を希望される場合には、市役所や行政局の検査機器で測定します。土壌等についても、ご希望があれば測定します。



写真: 今回のダストサンプリングの様子

### ④ 飲料水に関する不安の解消

- ご希望があれば、**都路行政局**などで飲料水の放射性物質濃度の測定を実施します。
- また、測定の結果、仮に基準値(10Bq/kg)を超える放射性物質濃度が検出された場合には、東京電力による賠償を受けることが可能です。

### ⑤ 分かりやすい情報提供

- モニタリングの結果は、**ホームページ**で公表するとともに、**月1回各戸**へお届けします。
- 都路8・9行政区の**放射線量マップ**も現在作成を進めており、できるだけ早く住民の皆様のお手元にお届けします。
- 今月15日より、「ふれあいサポート通信」にて、原発事故処理の進捗状況や安全性を説明した資料の配布を開始しました。

## (5) 健康状態把握等に関する取組

健康状態の把握、被ばく線量の評価、疾病の早期発見等のため、**県民健康管理調査**に基づく健康診断等も、**今後も継続して実施**していきます。

## (6)生活環境の整備・改善の取組

- **避難指示の解除を契機として、都路における復興の加速を本格化**させるべく、生活環境への不安に関する様々なご意見・ご要望を踏まえ、現在、国、市、県が一体となって、以下の取組を講じているところです。

### ①日用品等の買物環境の充実

- 浜通りの避難指示が継続されており、都路8・9行政区における買物等の利便性が、事故前とは異なる状況であることを踏まえ、日用品等の買物環境を充実させるため、商業施設の誘致・開設に取り組んでいます。

( i ) **セブンイレブンの移動販売** (平成25年9月～)

- 事業者に対し、販売回数増を依頼中。
- 事前注文が対応可能に。



写真:セブンイレブンの移動販売車

( ii ) **共同商業施設の開設** (本年4月6日予定)

- 古道及び岩井沢の2か所に開設予定。

( iii ) **コンビニ(大手チェーン)の開店** (本年夏・秋頃予定)

- 国道399号と国道288号の交差点に開店予定。



## ② 交通の利便性の向上

○ 大動脈である常磐道や常磐道にアクセスするための主要道路の通行再開は、住民の皆様の生活の利便性の向上や都路の地域活性にとって、非常に効果的であると考えています。交通の利便性の向上を図るため、以下の取組を進めています。

( i ) **常磐道 常磐富岡IC～広野ICの**  
通行再開(24時間) [平成26年2月22日]

( ii ) **県道35号(国道288号～野上橋)の**  
通行再開※ [平成26年4月1日予定]

※ 通行可能時間帯は、午前7時～午後7時の予定です。なお、通行の際には通行証が必要ですので、ご希望の方は市役所までご相談ください。



## ③ 医療サービスの拡充

○ 船引に、**夜間でも診療が可能な診療所**を本年4月から開設します。

○ 都路診療所の入院機能の回復については、国と市で連携しながら、今後も関係各所との調整を進めていきます。

## ④ 市営住宅への避難指示区域内住民の優先入居

○ 都路町内の3つの市営住宅(古道、寺下、岩井沢)について、帰還される住民の方々の**優先入居を募集**します。来月、説明会を実施する予定です。

※ なお、現在、仮設住宅の設置期限は平成27年3月までとなっていますが、それ以降も、引き続き仮設住宅等での居住を希望される方がいらっしゃる場合には、個別の入居者の方々の事情を踏まえ、住宅環境の確保について市、県、国でしっかりと対応していきます。

## ⑤ 携帯電話がつながりにくい地域の解消

- 電波がつながりにくい地域があるとのことをご要望を受け、国から、すべての移動通信事業者(携帯電話事業者)に対応策の検討を依頼しました。これを受けて、今月、複数の移動通信事業者が、都路での現地調査を実施しました。新しい情報が入り次第、住民の皆様にお知らせするようにします。

## ⑥ 自宅等の片付けに伴うごみの処理

- 市の収集方法(収集日、収集場所等)に従ってお出しただければ、今後も適切に処理していきます。

## ⑦ 雇用創出、風評被害対策

- いくつかの企業から、避難指示が解除されれば立地を検討するとのことのお話しもいただいています。
- 今年度の都路での作付米は、全袋検査の結果、放射性物質が検出されませんでした。今後とも、食品等の放射能検査を継続するとともに、安全性のPRに全力を挙げます。

## ⑧ イノシシの駆除

- 畑や民家の近くをイノシシが掘り起こすといった被害については、これまでの説明会の中でいくつかご意見がありました。市としては、報償費や「わな」の講習会の田村市内での実施などの捕獲の充実策について、関係各所と調整を行っています。

# (参考) 主な生活環境の整備・改善の取組



**①大手コンビニエンスストア**  
 ・今夏～秋に開店予定

**②公設共同店舗**  
 ・地域商店等が入居  
 ・本年4月6日に開店予定

**③市営住宅**  
 (古道、岩井沢、寺下)  
 ・修繕・清掃を今年度中に完了予定

**④都路診療所**  
 ・エレベーター、空調等修繕  
 ・常葉町及び郡山市から医師派遣(各医師 週1日)

**⑤小学校・こども園・児童館**  
 ・遊具更新、清掃・修繕を今年度中に完了予定  
 ・今後、エアコンを設置予定

**⑥市営キャンプ場**  
 ・清掃・修繕を今年度中に完了、本年4月に再開予定

- 避難指示が解除され、**住民の方々の帰還が可能になることは、復興がいよいよ本格軌道に乗ることを意味**します。
- 避難指示が解除されることで、国による様々な支援策が終了するのではないかとの懸念の声も聞かれますが、国としては、**避難指示の解除後も、政府一丸となって、都路8・9行政区の復興に向けた施策をしっかりと展開**してまいります。

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（閣議決定 平成25年12月20日）抜粋

故郷への帰還を現実のものとするため、まずは、線量水準に応じた防護措置を具体化・強化する。同時に、帰還する住民の方々のための賠償を充実し、支援策も拡充する。インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を進める。帰還準備のための宿泊を実施し、地元と協議しながら、避難指示の解除を進める。避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていく。